

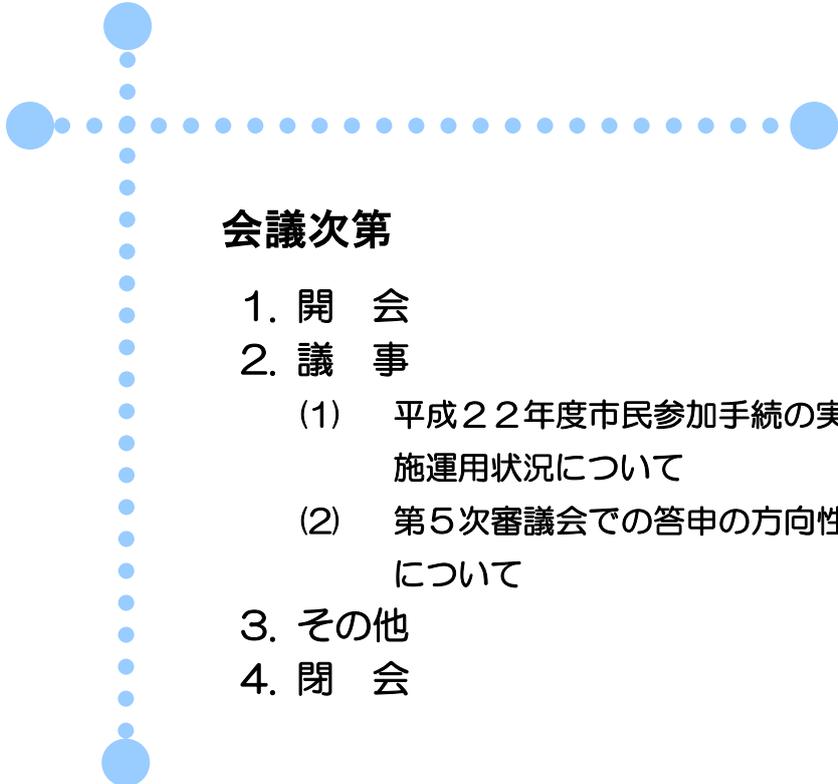


平成23年度 第1回

# 石狩市市民参加制度調査審議会

平成23年6月10日(金) 18:30

石狩市役所5階 第1委員会室



## 会議次第

1. 開 会
2. 議 事
  - (1) 平成22年度市民参加手続の実施運用状況について
  - (2) 第5次審議会での答申の方向性について
3. その他
4. 閉 会

## ◆資料◆

資料1	平成22年度市民参加手続の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
資料2	平成22年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況・・	5
資料3	平成22年度パブリックコメント手続の実施状況・・・・・・・・・・	8
資料4	パブリックコメント手続の検討結果について・・・・・・・・・・	9
資料5	市民参加手続を行わなかった案件・・・・・・・・・・・・・・・・	28
資料6	前回の審議会での議論のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・	30
資料7	第5次市民参加制度調査審議会の答申の方向性について・・・・・・・・	31

## ◆委員名簿◆

役職	氏名	選任区分	肩書
会長	傳法 公麿	学識経験者	前藤女子大学教授
副会長	渡邊 信善	団体推薦	石狩市体育協会副会長
委員	佐々木 春代	学識経験者	元札幌市総務局局長職
委員	柴田 由美子	団体推薦	石狩市女性団体連絡協議会会長
委員	砂子 タケ子	団体推薦	石狩市消費者協会監事
委員	西野 悦子	団体推薦	石狩青年会議所青少年育成委員会委員
委員	山本 勝美	団体推薦	石狩市連合町内会連絡協議会理事
委員	浅井 秀樹	一般公募	
委員	大森 千鶴	一般公募	
委員	西 陽子	一般公募	
委員	松永 大	一般公募	
委員	三島 照子	一般公募	
委員	向井 邦弘	一般公募	
委員	幸田 孝仁	市職員	総務部 行政改革担当参事
委員	丸山 孝志	市職員	企画経済部 市長政策室 秘書広報課長
事務局	佐々木 隆哉	企画経済部長	
事務局	林 俊次	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課長
事務局	岩本 隆行	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課 主査
事務局	清水 千晴	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課 主査
事務局	門井 理恵	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課

## 資料1 平成22年度市民参加手続の実施状況

担当課	市民参加手続のテーマ	手続内容	終了月日	備考	参加人数
総務課	平成22年度石狩市表彰被表彰者の選考	審議会	H22.9.29	表彰審査委員会	6
情報推進課	債権回収対策事業における滞納者情報の利用について(納税課)	審議会	H22.5.11	情報公開・個人情報保護審査会	5
	国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合(国民健康保険課)	審議会	H22.8.5	情報公開・個人情報保護審査会	3
	生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合(福祉総務課)	審議会	H22.8.5	情報公開・個人情報保護審査会	3
	農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供(農業委員会事務局)	審議会	H22.8.5	情報公開・個人情報保護審査会	3
	新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用(保健推進課)	審議会	H22.8.5	情報公開・個人情報保護審査会	3
	公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問について(学校教育課)	審議会	H22.8.5	情報公開・個人情報保護審査会	3
	住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用について(市民課)	審議会	H22.11.18	情報公開・個人情報保護審査会	3
	消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容について(高齢者支援課)	審議会	H23.3.2	情報公開・個人情報保護審査会	4
	企画課	平成22年度行政評価(施策・事業)の作業中間報告	パブリックコメント	H22.8.2	
審議会			H22.8.23	行政評価委員会	4
石狩市過疎地域自立促進市町村計画の策定		パブリックコメント	H22.8.4		1
協働推進・市民の声を聴く課	市民参加手続の実施運用状況および市民参加制度の改善方策について	審議会	H22.6.17から継続	市民参加制度調査審議会	35

担当課	市民参加手続のテーマ	手続内容	終了月日	備考	参加人数
協働推進・市民の声を聴く課	第2次石狩市男女共同参画計画の策定	審議会	H22.10.14	男女共同参画推進委員会	33
		パブリックコメント	H23.2.24		8
	平成22年度協働事業提案制度の事業検討結果	パブリックコメント	H22.11.24	0	
農林水産課	石狩市漁業振興計画の策定	パブリックコメント	H23.2.10		4
財政課	石狩市建築確認申請等の手数料の改定	審議会	H22.10.18	使用料・手数料等審議会	8
国民健康保険課	国民健康保険税の賦課限度額の改定	審議会	H23.1.28	国民健康保険運営協議会	8
市民生活課	石狩市生活安全条例の改正	審議会	H22.12.17	生活安全推進協議会	10
環境課	第2次石狩市環境基本計画の策定	ワークショップ <sup>o</sup>	H22.11.30	環境基本計画改定市民協議会	60
		審議会	H23.3.3	環境審議会	28
		パブリックコメント	H23.1.27		1
障がい支援課	石狩市障がい者福祉計画の策定	パブリックコメント	H22.12.28		2
		審議会	H23.1.26	障害福祉計画作成委員会	15
高齢者支援課	要介護認定・要支援認定の審査判定	審議会	随時開催	介護認定審査会	15
保健推進課	石狩市健康づくり計画の策定	市民会議	H22.7.14から継続	健康づくり推進協議会	49
		パブリックコメント	H23.3.31		7
子育て支援課 児童館	こども未来館の開館時間と休館日の設定	パブリックコメント	H22.10.29		0
建設水道部 管理課	石狩市私人の行う道路工事承認基準の一部改正	パブリックコメント	H22.3.15		1
都市開発課	札幌圏都市計画の決定	審議会	H22.4.21	都市計画審議会	7
都市開発課	石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の改正	パブリックコメント	H22.12.28		0
学校教育課	平成22年度奨学生の選考	審議会	H22.5.21	奨学審議委員会	11
給食センター	学校給食費の改定	審議会	H22.4.19	学校給食センター運営協議会	12
施策推進担当	平成22年度教育委員会の点検・評価	パブリックコメント	H22.9.10		0

手続の内容	平成22年度		平成21年度		増減	
	件数	参加人数	件数	参加人数	件数	参加人数
審議会	21件	219人	29件	322人	△8件	△103人
パブリックコメント	12件	25人	21件	56人	△9件	△31人
縦覧・意見書提出	0件	0人	1件	0人	△1件	0人
ワークショップ・市民会議	2件	109人	8件	410人	△6件	△301人
その他	0件	0人	4件	395人	△4件	△395人
合計	35件	353人	63件	1,183人	△28件	△830人

資料2 平成22年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況

No.	担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	HP 掲載日	あい・ ボード	傍聴	議事録 確定	作成 方法
1	総務課	表彰審査委員会	1	9月29日	×	○	9月27日	—	-	9月29日	要点
2	総務課	行政改革懇話会	1	7月1日	○	×	6月21日	6月24日	1	8月5日	全文
			2	9月30日	○	×	9月14日	9月22日	0	10月21日	
			3	11月22日	○	×	11月10日	11月11日	1	12月14日	
			4	2月22日	○	×	2月14日	2月17日	0	3月9日	
			5	3月16日	○	×	2月28日	3月3日	0	3月29日	
3	情報推進課	情報公開・個人情報保護審査会	1	5月11日	○	○	4月27日	4月30日	0	5月21日	全文
			2	8月5日	○	○	8月3日	未掲載	1	8月25日	
			3	11月18日	○	○	11月11日	11月11日	0	11月22日	
			4	3月2日	○	○	2月23日	2月24日	0	3月23日	
4	契約課	指定管理者選定委員会	1	4月28日	×	×	未掲載	—	-	非公表	要点
			2	10月29日	×	×	未掲載	—	-	非公表	
5	企画課	行政評価委員会	1	4月7日	○	×	3月29日	4月1日	0	4月14日	要点
			2	7月7日	○	×	6月28日	7月1日	4	7月26日	
			3	7月14日	○	×	7月5日	7月8日	2	8月11日	
			4	7月15日	○	×	7月5日	7月8日	2	8月13日	
			5	7月26日	○	×	7月5日	7月22日	0	8月13日	
			6	8月3日	○	×	7月22日	7月29日	0	8月13日	
			7	8月11日	○	×	7月22日	7月29日	0	8月23日	
			8	8月13日	○	×	7月22日	7月29日	1	8月23日	
			9	8月19日	○	×	8月12日	未掲載	1	8月27日	
			10	8月23日	○	×	8月19日	未掲載	1	8月27日	
6	協働推進・市民の声を聴く課	市民参加制度調査審議会	1	6月17日	○	○	6月2日	6月3日	0	6月30日	全文
			2	11月11日	○	×	10月25日	10月28日	0	12月12日	
			3	2月28日	○	×	2月21日	2月24日	0	3月24日	
7	協働推進・市民の声を聴く課	男女共同参画推進委員会	1	6月10日	○	×	6月2日	6月3日	0	7月1日	全文
			2	9月13日	○	×	9月2日	9月9日	0	10月1日	
			3	10月14日	○	×	9月30日	10月7日	1	11月5日	
			4	3月16日	○	×	3月8日	3月10日	0	4月10日	
8	財政課	使用料・手数料等審議会	1	10月15日	○	○	9月27日	9月30日	0	10月29日	要点
9	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	1	8月26日	○	×	8月19日	8月19日	0	9月26日	要点
			2	1月24日	○	○	1月17日	1月20日	0	2月25日	全文
10	市民生活課	生活安全推進協議会	1	12月17日	○	○	12月8日	12月9日	0	1月11日	全文
11	市民生活課	地域公共交通会議	1	2月25日	○	×	2月14日	2月17日	0	3月11日	要点

No.	担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	HP 掲載日	あい・ ボード	傍聴	議事録 確定	作成 方法
12	環境課	環境審議会	1	9月14日	○	×	8月31日	9月2日	1	9月29日	全文
			2	11月4日	○	×	10月25日	10月28日	1	11月25日	
			3	12月20日	○	×	12月8日	12月9日	1	1月16日	
			4	2月22日	○	×	2月14日	2月17日	0	3月9日	
13	石狩浜海浜 植物保護セ ンター	石狩浜海浜植物保護セン ター運営委員会	1	5月13日	○	×	5月6日	5月6日	1	6月10日	要点
			2	9月16日	○	×	8月30日	9月2日	0	10月13日	
			3	11月12日	○	×	10月28日	10月28日	0	12月9日	
			4	2月15日	○	×	1月28日	2月10日	0	3月14日	
14	低炭素社会 推進担当	北石狩衛生センター運営検 討会議	1	8月23日	○	×	8月16日	8月19日	5	9月24日	要点
			2	9月24日	○	×	9月13日	9月16日	3	10月13日	
			3	10月13日	○	×	10月5日	10月7日	0	11月26日	
			4	11月26日	○	×	11月17日	11月18日	3	12月10日	
15	福祉総務課	福祉有償運送運営協議会	1	3月2日	○	×	2月21日	2月24日	0	5月20日	全文
16	障がい支援 課	障害者自立支援認定審査会	12		×	×	開催日の 1週間前	—	-		一覧
17	障がい支援 課	障害福祉計画等作成委員会	1	11月4日	○	×	10月28日	10月28日	1	12月10日	全文
			2	1月19日	○	×	1月11日	1月13日	0	1月24日	
18	高齢者支援 課	石狩市介護認定審査会	74		×	×	毎月	—	-		一覧
19	高齢者支援 課	介護保険事業計画等作成委 員会	1	2月18日	○	×	2月8日	2月10日	0	4月22日	全文
20	高齢者支援 課	地域包括支援センター運営 協議会	1	8月26日	○	×	8月18日	8月26日	3	9月30日	要点
			2	2月23日	○	×	2月16日	2月17日	0	4月22日	
21	高齢者支援 課	地域密着型サービス運営委 員会	1	8月26日	○	×	8月18日	8月26日	1	9月30日	要点
			2	2月23日	×	×	2月16日	—	-	4月22日	
22	都市開発課	都市計画審議会	1	4月21日	○	○	3月24日	4月8日	1	5月10日	全文
23	業務課	水道事業運営委員会	1	5月26日	○	×	5月17日	5月20日	0	7月30日	全文
			2	2月22日	○	×	2月15日	2月17日	0	4月26日	
24	下水道課	下水道事業運営委員会	1	5月14日	○	×	4月26日	4月30日	0	6月14日	全文
			2	11月24日	○	×	11月17日	11月18日	0	12月27日	
25	学校教育課	奨学審議委員会	1	5月21日	×	○	5月10日	—	-	6月2日	要点
26	社会教育課	社会教育委員の会議	1	7月23日	○	×	6月24日	7月1日	0	8月7日	要点
			2	11月4日	○	×	10月28日	10月28日	0	11月17日	
			3	2月25日	○	×	2月15日	2月17日	0	3月14日	
27	石狩市民図 書館	図書館協議会	1	6月4日	○	×	5月20日	5月27日	0	7月11日	全文
			2	1月13日	○	×	12月21日	1月5日	0	2月17日	
			3	3月17日	○	×	3月4日	3月10日	0	3月31日	
28	給食センター	学校給食センター運営委員 会	1	1月31日	○	×	1月11日	1月13日	0	3月10日	全文

No.	担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	HP 掲載日	あい・ ボード	傍聴	議事録 確定	作成 方法
29	施策推進担当	教育委員会外部評価委員会	1	9月29日	○	×	9月14日	9月22日	0	10月15日	要点
30	厚田支所地域振興課	厚田区地域協議会	1	4月28日	○	×	4月21日	4月22日	1	5月27日	要点
			2	5月27日	○	×	5月18日	5月20日	1	6月28日	
			3	6月28日	○	×	6月21日	6月24日	3	8月4日	
			4	8月4日	○	×	7月22日	7月22日	3	8月27日	
			5	8月26日	○	×	8月16日	8月19日	1	10月4日	
			6	9月29日	○	×	9月13日	9月22日	0	10月29日	
			7	10月29日	○	×	10月21日	10月21日	0	11月24日	
			8	11月24日	○	×	11月17日	11月18日	0	12月21日	
			9	12月21日	○	×	12月13日	12月16日	0	1月21日	
			10	1月21日	○	×	1月12日	1月13日	0	2月24日	
			11	2月24日	○	×	2月14日	2月17日	0	3月24日	
			12	3月24日	○	×	3月14日	3月17日	0	4月28日	
31	浜益支所地域振興課	浜益区地域協議会	1	4月21日	○	×	4月14日	4月15日	17	5月26日	要点
			2	5月26日	○	×	5月28日	5月20日	0	6月23日	
			3	6月23日	○	×	6月15日	6月17日	0	7月23日	
			4	8月11日	○	×	8月3日	8月5日	0	9月10日	
			5	9月29日	○	×	9月15日	9月16日	0	10月27日	
			6	10月27日	○	×	10月19日	10月21日	0	11月10日	
			7	11月10日	○	×	11月2日	11月4日	0	12月15日	
			8	12月15日	○	×	12月8日	12月9日	0	1月7日	
			9	1月19日	○	×	1月11日	1月13日	0	2月17日	
			10	3月24日	○	×	3月15日	3月17日	0	4月20日	
			176		85			62			

■公開会議1回あたりの傍聴者数 ⇒ 0.73人

□過去の平均傍聴者数 ⇒《H21》0.78人、《H20》1.27人、《H19》1.83人、《H18》1.25人、《H17》1.61人、  
《H16》1.06人、《H15》1.13人

■会議開催から議事録公開までの平均日数 ⇒25.5日

□過去の平均日数 ⇒《H21》25.6日、《H20》30.8日、《H19》36.0日、《H18》33.3日、《H17》23.3日、  
《H16》51.5日、《H15》47.6日

■報告もれによる会議予定の公表(あい・ボード)ができなかった件数 ⇒ 3件

□情報公開・個人情報保護審査会(第2回)、行政評価委員会(第9回、第10回)

### 資料3 平成22年度パブリックコメント手続の実施状況

市民参加手続のテーマ	担当課	期 間	意見等の提出状況		意見等の反映状況				
			人数	件数	採用	不採用	既記載	参考	その他
1 平成22年度行政評価(施策・事業)の作業中間報告	企画課	7/1 ~ 8/2	1	5	0	1	1	3	0
2 石狩市過疎地域自立促進市町村計画の策定	企画課	7/5 ~ 8/4	1	6	3	1	0	0	2
3 平成22年度教育委員会の点検・評価	施策推進担当	8/2 ~ 9/10	0	0	0	0	0	0	0
4 石狩市子ども未来館の開館時間と休館日の設定	子育て支援課 児童館	10/1 ~ 10/29	0	0	0	0	0	0	0
5 平成22年度協働事業提案制度における事業検討結果	協働推進・市民の声を聴く課	10/25 ~ 11/24	0	0	0	0	0	0	0
6 石狩市障がい者福祉計画の策定	障がい支援課	11/29 ~ 12/28	2	11	6	1	0	4	0
7 石狩市特別地区内における建築物の制限に関する条例の改正	都市開発課	11/29 ~ 12/28	0	0	0	0	0	0	0
8 第2次石狩市環境基本計画の策定	環境課	12/27 ~ 1/27	1	6	5	0	1	0	0
9 石狩市漁業振興計画の策定	農林水産課	1/11 ~ 2/10	4	19	5	6	6	2	0
10 第2次石狩市男女共同参画計画の策定	協働推進・市民の声を聴く課	1/24 ~ 2/24	8	24	2	11	1	1	9
11 私人の行う道路工事承認基準の一部改正	(建)管理課	2/15 ~ 3/15	1	2	1	0	0	0	1
12 石狩市健康づくり計画の策定	保健推進課	3/1 ~ 3/31	7	18	3	2	4	3	6
<b>合 計</b>		<b>12案件</b>	<b>25</b> (2.1人)	<b>91</b> (7.6件)	<b>25</b> (27.5%)	<b>22</b> (24.2%)	<b>13</b> (14.3%)	<b>13</b> (14.3%)	<b>18</b> (19.8%)

#### 過去の意見の検討状況

年度	件数	意見等の提出状況		意見等の反映状況				
		人数	件数	採用	不採用	既記載	参考	その他
平成21年度	21案件	<b>56</b> (2.7人)	<b>116</b> (5.5件)	<b>27</b> (23.3%)	<b>28</b> (24.1%)	<b>8</b> (6.9%)	<b>27</b> (23.3%)	<b>26</b> (22.4%)
平成20年度	9案件	<b>43</b> (4.8人)	<b>45</b> (5.0件)	<b>11</b> (24.4%)	<b>11</b> (24.4%)	<b>10</b> (22.2%)	<b>6</b> (13.3%)	<b>7</b> (15.6%)
平成19年度	14案件	<b>30</b> (2.1人)	<b>94</b> (6.7件)	<b>13</b> (13.8%)	<b>44</b> (46.8%)	<b>6</b> (6.4%)	<b>14</b> (14.9%)	<b>17</b> (18.1%)

## 資料4 パブリックコメント手続の検討結果について

### 【検討結果の内訳】 =====

採用・反映(一部採用・一部反映を含む)	意見に基づき、原案を修正(一部反映)するもの
不採用	意見を原案に反映しないもの
既記載・記載済・実施済	すでに原案に盛り込まれているもの、既に実施されているもの
参考	原案には盛り込めないが、今後の参考とするもの
その他	意見として伺ったもの

### 【意見の検討状況】 =====

<b>テーマ1</b>	平成22年度行政評価(施策・事業)の作業中間報告		
<b>担当課</b>	企画課	<b>担当課</b>	平成22年7月1日～平成22年8月2日
<b>事業名</b>	防災対策事業	<b>担当部課</b>	総務部総務課
<b>課長方針</b>	継続的に実施していく		
<b>意見の要旨</b>		<b>反映状況</b>	<b>左記の理由</b>
「事業のコスト」の欄に防災施設管理委託コミュニティ助成の費用が記載されているが、その内容が明記してあれば市民が理解できると思う。事業説明が不十分である。		参考	市民が容易に事業内容を理解しやすい記載に努める
<b>事業名</b>	防災対策事業	<b>担当部課</b>	総務部総務課
<b>課長方針</b>	継続的に実施していく		
<b>意見の要旨</b>		<b>反映状況</b>	<b>左記の理由</b>
「1次評価の今後の事業の方向性」の欄は現状維持・やり方の改善・取りやめの選択肢のため現状維持となっているが、異常気象のため災害が多発している事から、むしろ「増進」する事が必要と思う。		参考	一次評価時以降に3度の豪雨災害が発生しており、本災害の対応結果を踏まえ、改めて整備すべき事項などを検証し、23年度予算に反映したいと考えている。

<b>事業名</b>	聚富保育園運営事業 厚田保育園運営事業	<b>担当部課</b>	保健福祉部こども室聚富保育園 保健福祉部こども室厚田保育園
<b>課長方針</b>	保育事業を継続する		
<b>意見の要旨</b>	<b>反映状況</b>	<b>左記の理由</b>	
① 事業の目的は「交通条件などに恵まれない地域の児童の保育」だが、望来・古潭地区の保育所は閉鎖され、数十キロ離れた保育園に通わねばならない。通園のための保護者の負担が大きい。 ② 「近隣児童の減少のため、効果向上の余地がない」とされているが、児童通園便の確保・提供があれば利用者は多少の向上が期待できる。また、改善の為の課題・解決策として、「地域の活性化及び若者の地域への定住などの対策」が求められる。	参考	厚田区の古潭保育所、望来保育園は、少子化による児童減少が著しいことから地元住民の理解を頂いた上で閉園をしておりますが、旧望来保育園では、地域の子育て支援の拠点事業を実施し、就学前後の親子が集う場として活用しております。引き続き、現存施設を活用した子ども施策を推進するとともに、既存の交通システムの活用を含め、交通確保の研究を行ってまいります。また、農・漁業における新規就農支援や後継者の育成支援に努めていくとともに、観光振興による「住んでみたいまちづくり」を進めることで地域の活性化や定住促進を図ってまいります。	
<b>事業名</b>	有機農業・低農薬・減化学肥料栽培普及事業	<b>担当部課</b>	企画経済部農林水産課
<b>課長評価</b>	エコファーマー等に対する効果的な研修の開催に向け、関係機関と協議を行う。		
<b>意見の要旨</b>	<b>反映状況</b>	<b>左記の理由</b>	
有機農業推進法が制定され、北海道では千戸の有機農業者を3倍にする振興計画を策定している。そのなかで石狩市の有機農業・低農薬減化学肥料栽培普及の取り組みに有機農業が含まれていない。今後の事業の方向性においても有機農業の推進は視野にはない。安全・安心な農産物を市民に提供するための制度である有機認証及び特別栽培農産物認定に石狩市でも積極的な取り組み普及する必要がある。	不採用	有機農法は環境負荷低減というメリットの反面、農業経営面からはコストやリスクに見合った収入を上げるためには、かなりの困難が伴うのが現状であると思われます。現在、市内の有機農業は熱心な生産者に支えられています。こうしたことを踏まえると、今は普及を急ぐよりも、有機農作物を求める消費者と生産者をつなぐことや有機農法に関心を持つ生産者に情報を提供するなど、緩やかに環境を調べていくような取り組みのほうが無理がないと考えます。なお、こうした活動は日常事務の一環であるので、評価シートに特段の記載は必要ないものと考えます。	
<b>事業名</b>	有害鳥獣駆除事業	<b>担当部課</b>	企画経済部農林水産課
<b>課長評価</b>	箱わなを増やすとともに、専任の従事者を配置する。		
<b>意見の要旨</b>	<b>反映状況</b>	<b>左記の理由</b>	
自然界に広く生息した外来の有害生物の駆除は困難である事はよく知られている。十分な駆除効果を上げるためには、有害鳥獣の生態などの知識や他の地域の取り組みなどを専門家から指導を受ける必要がある。最近は電気柵で作物を囲ってもアライグマの食害が発生しているとの話を聞く。安定的な農業生産のため早急なアライグマの駆除が望まれる。	実施済	アライグマ駆除は、北海道の「アライグマ防除技術指針」に基づいて行っているが、この指針は専門的な知見に基づき作成されたものと承知しています。近年市では、箱わなの増設、殺処分方法の効率化、春季一斉駆除の呼びかけなどを行っています。また、北海道でも独自に駆除するなど、関係機関挙げての徹底駆除に努めているところです。	

テーマ2		石狩市過疎地域自立促進市町村計画の策定	
担当課	企画課	期 間	平成22年7月5日～平成22年8月4日
意見の内容		検討結果	左記の理由
1	石狩市の4指標(財政健全化法の指標)が明記され、その基準値及び全国の平均値の記述があればより石狩市の財政状況が理解できると思う。	採用	ご意見のとおり、石狩市の財政状況を理解する上で、財政健全化法の4指標の基準値及び全国平均値は参考となることから、本文に財政健全化法の基準値及び全道と全国の平均値を明記いたします。
2	「市債残高の減少が求められる」とあり P11の市町村財政の状況に地方債現在高の数字があるのが、これだと地方債が減少しているように感じるが、地方債に合併特例債などの借金は含まれているのだろうか。	その他	本市では、新規地方債の発行抑制や高利率の公的資金繰上償還など、財政再建計画に基づく地方債残高の圧縮に努めてきた結果、地方債現在高は、平成17年度から平成20年度の間約44億円減少しております。しかしながら、将来負担比率(地方債をはじめとする将来の返済予定額の指標)で示されるように、全道・全国平均を上回る公債費負担の状況にあることから、今後より一層の公債費残高の圧縮に向けた取り組みが必要と考えております。地方債に合併特例債は含まれており、ちなみに平成20年度地方債現在高(約335億円)のうち、およそ34億円は合併特例事業債の残高となります。
3	市債と地方債が同じなのかが不明であり十分な理解が出来ない。	採用	「市債」と「地方債」は同意語であり、誤解を生じないように、全て「地方債」に統一して修正いたします。
4	厚田区・浜益区での人口千人当たりの病床数は1.4床とあるが、30年程前のことだが厚田の診療所には入院患者への病院食の提供がなかった。ベットはあるが食事が無い実際には入院治療が不可能で施設整備水準の観点からでは利用が困難なものでは状況判断は不十分だと思う。現時点での病院食の提供の有無を確認していないのであしからず。	その他	平成20年度末の厚田区及び浜益区の病床数は、浜益区国民健康保険診療所の6床であり、厚田区には入院設備を有する医療機関はございません。 ※ 厚田の診療所(現あつた中央クリニック)は、平成5年に入院設備が無くなっております。
5	「安全・安心・新鮮な食料の提供など」とあるが、具体的に安全・安心・新鮮な食品を提供する振興策が記述されていない、食品が持っている基本的な事項など食品事故事件の多いことより石狩市の特徴ある具体的な施策の記述が求められる	不採用	ご意見がありました「安全・安心・新鮮な食料の提供」の具体的な施策は、過疎計画の指定地域の両区のみならず、全市的な取り組みとなることから、本市の農業振興の基本計画である「石狩市新農業振興計画」に基づき、その具体的な施策や事業を検討し、実施することとなります。

意見の内容	検討結果	左記の理由
6 「集会所、高齢者施設などを整備して」とあるが、ほぼ十分な施設があるとの判断で厚田区古潭の老人施設へ石狩市からの助成が打ち切られ地域の老人会の解散と老人施設の閉鎖を招いている。厚田区では現実と違う計画と思われる。	採用	厚田区「古潭寿の家」は、その利用状況の低さから、石狩市財政再建計画に基づき、隣接する「古潭会館」との統合による効率的な運営が検討され、地域に説明した上で平成21年3月に廃止されたものです。本文の趣旨は、既に整備されている集会所、高齢者施設を積極的に活用することで集落の活性化を図ろうとする意図ですが、ご指摘のとおり、誤解を与える表現となっていることから、(1)集落の整備の方針の記述にあります「集会所、高齢者施設などを整備」を「集会所、高齢者施設などを活用」に修正します。

テーマ6 石狩市障がい者福祉計画の策定			
担当課	障がい支援課	期間	平成22年11月29日～平成22年12月28日
意見の内容	検討結果	左記の理由	
1 「コーホート変化率」の説明があればより理解が深まる。	採用	巻末資料の用語集に加えます。コーホート変化率法：地域の将来人口を予測する際に、年齢階層別人口(＝コーホート)毎に、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと	
2 「ボランティア・コミュニティの創出」の項で、・・・石狩・厚田・浜益のそれぞれの地域の実情の中で実情にあった・・・と地域分けがされているが具体的な地域状況の説明があれば地域での特色のある相互援助の集落を作る事が出来ると思う。	一部採用	「地域での特色ある相互援助の集落をつくること」につきましては石狩市地域福祉りんくるプランを中心に施策を推進し、具体的な地域状況も記載しておりますので、この説明を62P に追加します。障がい分野においても、これと連携し、地域展開を図る必要があると認識しています。	
3 石狩市内に障害者福祉に関係する機関・組織の関係図式があれば示す、なければ活動分野等を調査整理して関係図を作成することが望まれる。市内の福祉関係者を有機的に結びつけお互いの活動役割を理解する事で相互補完が実施され障害者福祉を有効で早急な実施がもたらされると思われる。	参考	「市内の福祉関係者を有機的に結びつけ、お互いの活動役割を理解する事で相互補完が実施され、障がい者福祉を有効で早急な実施がもたらされる」ことについてはご指摘のとおりと認識しています。関係図はその構築に有効な手段の一つであることから、今後の取り組みとして進めることとします。	

意見の内容	検討結果	左記の理由
<p>4  次の用語は説明及び日本語での記述が必要だと思われる。フォーマル、インフォーマル、インターンシップ、ジョブコーチ、ライフステージ、ピアカウンセラー、レスパイトサービス等</p>	<p>一部採用</p>	<p>既に巻末資料の用語集に記載している言葉もあります。ご指摘の用語については追記します。 《追加用語》 ○フォーマル(サービス) — 40P 自治体などの公的機関が法律や制度に基づいて提供する医療・福祉サービスのこと ○ インターンシップ — 40P、51P 将来就職を希望する者が企業などにおいて、自らの特性にあった職業に就けるよう就業体験すること。特に障がい者のインターンシップについては、当事者が職場環境を直接体験することで、自分に合った仕事や働き方を見つけ、働く意欲や自信を深める事が期待でき、また、企業にとっても障がい者について知る機会になるため、有効な制度とされる。 ○ライフステージ — 55P 人間の一生において、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと</p>
<p>5  地域共生のまちづくりを目指すならば、更に具体的な形として市民との「協働や共生の拠点」が必要と考え、3地域共生のまちづくりをめざしての 3番目に「3協働と共生のまちをめざした拠点づくり」(下線部)を追加することを提案します。</p>	<p>採用</p>	<p>ご指摘の事項については地域活動支援センターやサロン等(49P、53P)に併せて拠点機能を持たせることも可能と考えており、62P「ボランティア・コミュニティの創出」の重点課題として「協働と共生の拠点整備」を追加し、検討の際に充分に考慮することとします。</p>
<p>6  重点課題「障がい者への社会資源等の情報提供を推進する」について、分かり易く情報提供し更に障がい者自身が自らまたはサポートを受けながら活用、自己決定できるようにしていくことが求められていることから「・・・推進し、活用について学ぶ場を設ける」(下線部)の追加が必要と考えます。</p>	<p>参考</p>	<p>障がい者が主体となって支援や地域づくりに参画していくことについては「ピアカウンセラー(54P)」や「学びの場(53P)」で言及しており、ご指摘の点についてはこれらの施策において充分に考慮して取り組むこととします。</p>
<p>7  主な施策のキ「空き店舗・・・開設を促進します」では、積極的な姿勢と感じられないので「開設します」として積極的に取り組んでいくことを示すべきではないでしょうか。</p>	<p>不採用</p>	<p>空き店舗などの市内資源の活用に関しては、継続性のある主体的な運営など、より有効な活用が出来るよう進めることが必要です。実施に向けて多角的な検討を行うという趣旨で「促進する」としております。</p>
<p>8  「相談体制・機能の充実」について障がいのある女性たちが気軽に相談できるよう「女性相談日や女性相談窓口の開設」を設けるよう求めます。</p>	<p>一部採用</p>	<p>ご指摘のとおり障がいを持つ女性が安心して生活していくための配慮は必要です。専用窓口の設置は難しい状況ですが、相談機能の強化など「障がいをもつ女性の地域生活を支援する体制の推進」を施策に盛り込みます。(新しい男女共同参画計画とも連携します)</p>

	意見の内容	検討結果	左記の理由
9	障がい者が災害時に自分自身で安全の確保ができるよう、エンパワメントを高めることが重要と考えるため、主要な施策として「災害時に障がい者自身が自分自身の安全の確保ができるように災害を想定したワークショップや訓練を実施する」を追加することを求めます。	一部採用	障がいを持つ方が主体となって、自らの防災に取り組むことは必要です。既に自主的な取り組みも行われていますが、57P「キ」の項目に「障がい者自身のワークショップや訓練の実施についても、関係者と連携して取り組みます」と付け加えます。
10	地域で暮らす障がいのある方たちが安心して暮らすことができるよう、市として独自の成年後見制度の構築が必要と考え、主要な施策に「市独自の成年後見制度に向けた権利擁護関係事業を展開する」の追加を提案します。	参考	権利擁護制度としては主に成年後見制度や日常生活自立支援事業がありますが、現状ではこれらの制度の普及を図る段階にあります。まずは制度の普及について取り組むとともに、気軽に相談・利用できるシステムの構築を図ることが肝要と考えます。
11	障がいの有無にかかわらず、地域の誰もが集い交流できる居場所を設ける事が地域共生のまちづくりに繋がると考え、主要な施策に「大型商業施設や公共施設など、身近なところに障がい者など誰もがいつでも集い、交流できる居場所の開設」の追加を提案します。	参考	5と同様、集いの場は、障がい分野においてもこれからの地域づくりの大事な要素ですが、特定の場所だけではなく、市内各イベントなど幅広い交流の場が必要でありますことから、検討の際にはその点を十分に考慮することとします。

テーマ8		第2次石狩市環境基本計画の策定	
担当課	環境課	期間	平成22年12月27日～平成23年1月27日
	意見の内容	検討結果	左記の理由
1	平成13年に「石狩市環境基本計画」を策定してから、これまで9年間の実績評価に関する記述があれば、第2次計画の課題及び対策が明確になるのではないか。	既記載	3. 環境の状況(P13～)に現状と課題について、記載しています。
2	大規模な工業団地を有する本市では、危機管理対策・環境保全など市民の安全を守る立場から、さらに踏み込んだ対策が必要だと思われる。	採用	【安全・安心】に関する施策(P55)の2)化学物質の適正な管理にマニュアル等を整備し、対策を実施する旨を記載します。
3	厚田区望来の大量投棄廃タイヤの処理実績も記述するべきである。	採用	P27「環境美化の現状と課題」に本件について、記載します。
4	営業停止のため未処理の産業廃棄物が厚田区聚富知津狩で堆積している問題は、地下水から基準以上の重金属の検出があったことから市の積極的な対応が求められる。	採用	【循環】に関する施策(P71)2)ごみの適正処理に廃棄物処理について、法令等に基づき、適正に処理するよう監視、指導を強化する旨を記載します。なお、本件については、現在、関係機関と連携し、事業者において処理を再開するなど、問題解決に向けた取り組みが進んでおります。また、近隣の地下水についても平成21年9月の調査において環境基準を満たしています。

	意見の内容	検討結果	左記の理由
5	近年、外国資本による日本の山地買収が問題になっている。市では、旧厚田村所有のカラマツ林が伐採されたと聞いているので、今後の石狩市有林の管理計画を盛り込むべきである。	採用	【持続】に関する施策(P77)3)森林の保全・育成に市有林については、別に定める森林整備計画等に基づき、計画的に伐採、間伐、植樹など整備を行う旨を記載します。
6	農水産物の生産・加工地である石狩市は消費者との距離も近いので、地産地消と組み合わせたフードマイレージの導入を地域の環境の創造として提案する。	採用	P63 2)持続可能な農林漁業の振興に地産地消とあわせてフードマイレージの推進を記載します。

テーマ9	石狩市漁業振興計画の策定		
担当課	農林水産課	期間	平成23年1月11日～平成23年2月10日
	意見の内容	検討結果	左記の理由
1	視覚に訴えるシンボリックなもの、スローガン、キャッチコピーなどが欲しい	採用	計画のイメージを分かりやすく伝えるために、ロゴやスローガン等が使われることがあるのはご意見のとおりです。本計画の場合は、V漁業振興対策－1基本方針－(2)計画目標(62 ページ)に記載のとおり、「持続可能で魅力ある漁業」を本市漁業が目指すべき姿としているので、これをアピールするよう、計画書での表現方法などを工夫します。
2	ほとんどの項目に「市民」の参加を期待も予定もしていないが、時代の要請もあり、業者、町内会、NPO、ボランティア組織などの参加・活用を考えるべきである。	採用	この計画に基づき具体的な取組みを進めるに当たって、広い範囲の市民を巻き込む視点が大切なことをご意見のとおりです。このため、V漁業振興対策1基本方針 (3)進行管理(P62)に、次のとおり追記します。 なお、本計画に基づき具体的な取組みを進めるに当たっては、行政機関と漁業関係者だけでなく、広い範囲の市民や事業者を巻き込む視点を念頭に置くものとします。
3	漁業者アンケートでは、港内の静穏性を保つための防波堤の延伸や沖防波堤の建設を望む声強いが、建設に当たっては、水産資源維持増大の機能を兼ねた自然共生型施設としての防波堤設置が望ましい。なお、防波堤延長は、潮流を変化させ、藻場に大きな影響を及ぼすおそれもあるので、慎重に検討する必要がある。	参考	漁港施設の改修について北海道など関係機関と協議する際には、ご意見のような見解があることも踏まえて取り進めます。

	意見の内容	検討結果	左記の理由
4	岩礁域を抱える浜益地区では、海草の生育が悪く、採介漁業者からは、磯焼け対策が強く望まれているとあり深刻なので、この地区での磯焼け対策の具体的な展開方法などを示すことが望ましい。	一部採用	石狩湾沿岸の磯焼けについては、まだ原因が明らかになっていないので、具体的な対策を講じるための準備として、本計画期間では現状把握と原因究明を進めることとし、これと平行して、水産庁「磯焼け対策ガイドライン」などを参考に、漁業者が自らできる対策に取り組むこととしてします。このため、V漁業振興対策－2施策の体系とその方向性－【2】漁場環境の保全－③磯焼け対策(P67)に、「磯焼け対策ガイドラインを参考とする」旨の記述を追加します。
5	写真5は藻場が死滅を迎えた状況を示しているのに文章表現で課題が訴えられてない。	採用	P55 写真－5は、磯焼け地帯に設置した多孔質礁に海藻(モク類)が繁茂し、そこにニシンが産卵して海藻が白くなっている状況を示したものです。誤解を受けないように次のとおり注釈を加えます。 磯焼け地帯に設置した多孔質礁に海藻が(モク類)が繁茂し、そこにニシンが産卵して、海藻が白くなっている状況
6	水産庁による「磯焼け対策ガイドライン」のほかに、厚田・浜益地区を動脈とする国道231号の直立護岸に伴う反射波の影響などの現場を抱えている特殊な環境条件なども検討対象から遺漏のないようにすべき。	参考	今後、ご意見も参考にしながら、磯焼けの原因究明を進めていきます。
7	左記の課題の中に、流域管理(森林施業管理、貯留施設放流管理、農業用材管理、河川河岸管理、ごみ不投棄等のコンプライアンス管理など)に対する課題がない。	不採用	流域管理などを含む海岸漂着物の発生抑制対策は、海岸漂着物処理法に基づき知事が策定する計画の中で定められるべき事項であり、本計画の範囲を超えると判断します。なお、漂着ゴミ対策における海岸管理者の位置づけを明確にするためにV漁業振興対策 2施策の体系とその方向性 【2】漁場環境の保全 ④漂着ゴミや河川からの流下物対策(P67)の第1段目を次のように修正します。石狩湾沿岸では、漂着したゴミによる汚れが目立つようになり、水質悪化や水産資源への影響も懸念されています。河川から流下してくる流木等は、定置網への被害と漁船の航行に支障を来している状況にあることから、流木などの大型ゴミ、堆積物などの処理について、必要に応じて海岸管理者に要請するとともに、市は処理に必要な協力を行います。
8	目標生産額に個別目標を掲げ、漁民の生活環境、石狩市産業への地域貢献度、北海道産業効果の狙いを掲げてはどうか？	不採用	指摘のような視点も重要と認識していますが、それらは漁業振興にとどまらない複合的な取組の成果の評価であり、本計画の目標範囲を超えると判断します。

意見の内容	検討結果	左記の理由
9 「各機関がそれぞれの立場で責任と役割をもって」とあるが、どこの機関かが明確でない。	既記載	計画期間内に重点的推進に配慮する「重点推進プロジェクト」(P72～)では、各施策の実施主体と支援協力主体を明記しています。
10 更に具体的な年次的な実施計画などを示すことが望ましい。	不採用	「施策の体系とその方向性」は、P62「はじめに」に記載のとおり、中長期的に取り組を進めることが望ましい振興対策の全体像を網羅的に示したもので、実施年度を具体的に示すことは困難です。
11 市場性、消費者の嗜好性向、国際的な動向を見つめ、政策と資金投下の優位順序をつけた計画策定が不可欠である。	既記載	本計画では、V漁業振興対策の中で、「2施策の体系とその方向性」で中長期的に取り組を進めることが望ましい振興対策の全体像を示し、「3重点推進プロジェクト」で計画期間内に集中的に取り組むべき対策を定めるという形で、対策の優先順位を定めています。さらに、「1基本方針 (3)進行管理(P62)」に記載の関係機関協議において、その時点における施策の優先順位も検討されることを想定しています。
12 もっと積極的な方法はないのか？漁獲減の原因を追究し、その合理的対策を立てることが有効である。	不採用	一般には、資源変動の原因究明は困難を伴い、原因が分かっても人為的な対策を講じるのは困難なのが実情です。漁業の持続的な発展のためには、資源変動は避けられないとの認識に立った上で、資源状況を的確に把握し、資源管理型漁業を推進することが基本です。
13 サケが回遊してくるオホーツク側が免許切り替えごとに操業日を早めているため、日本海系(石狩系)のサケ資源が日本海まで戻ってこない。先獲り地帯の規制を北海道に働きかけるべきである。	不採用	サケの漁獲量は石狩だけでなく日本海全体にも減少傾向にあります。操業時期に関してご指摘のような意見があることも認識しておりますが、漁業振興計画の性格を踏まえると、まずは日本海全体の漁獲量向上につながるような取り組みを進めることが趣旨にふさわしいものと考えます。
14 シジミは、過去において漁協、民間業者の協力により、底質、生息条件、人工産卵についてほぼ確立されていたが、シジミの放流を全面的に中断したことにより、全てが止まってしまった。増殖方法も、元の細川農場跡の河川敷地に石狩川開発建設部の協力を得て遊水地のようなものをつくり、大量のシジミを放流し、河川水及び海水を引き込むことで自然産卵をさせたいと計画があった。これらを再度検討すべき。	既記載	ヤマトシジミの増殖対策については、V漁業振興対策 2施策の体系とその方向性【1】つくり育てる漁業の推進⑧内水面漁業の増殖対策(3)ヤマトシジミの増殖対策(P66)に「漁場造成の可能性について検討」と記載しています。
15 ここ数年、新港でナマコ類の密猟者が TENT を張って長期間にわたり滞在しており、人数も増えてきている状況にある。保安部に強く要請し、早期に検挙すべきだ。	既記載	取締りによる密漁防止対策については、V漁業振興対策 2施策の体系とその方向性【2】漁場環境の保全①密漁防止対策の強化(P67)に「取締り等の活動強化を図る」と記載しています。

意見の内容	検討結果	左記の理由
16 石狩湾新港の漁船溜まりは、狭く、係留場所がなく、更に、重要港湾でありながら上架施設、上架場所がない。管理組合が計画をしなければ整備できないとのことで、是非とも、市、管理組合が早急に協議し整備をお願いしたい。	既記載	漁港施設の整備については、V 漁業振興対策 2施策の体系とその方向性【3】漁港施設の整備、改善(P68)に記載しています。石狩湾新港の漁港区整備については、石狩湾新港の港湾計画見直しに合わせて、新港管理組合と協議します。
17 安かろう悪かろうは通用しないが自分たちのニーズはより安くである。スーパーなどにもっと『石狩産』をアピールしてほしい。調理方法などの説明があれば良いと思う。	既記載	石狩産水産物のアピールや調理方法の説明などについては、V 漁業振興対策 2施策の体系とその方向性【4】地元水産物の消費対策 ②販路の多様化とPR(P69)に記載しています。具体的取組みについては、ご意見も参考にして、関係者とともに検討していきます。
18 「さらに高値で」との表現は消費者への配慮に欠ける。	採用	意見を採用し、「高値で売ることができるような」を「さらに市場価値を高められるような」に修正します。
19 ハード的な計画が欠落している。例えば、にしん・ハタハタなどの藻場造成の展開方法やなまこ礁の試験設置など、考えられる計画を盛り込むべき。また、既存漁港における、漁港施設のハタハタ産卵基質としての産卵状況把握とその有効利用の検討を期待する。	不採用	新規のハード的な対策については、「V 漁業振興対策 2施策の体系とその方向性 1つくり育てる漁業の推進(P65～66)」に記載のとおり、これから調査研究を行う段階であり、事業実施の可否はその結果を踏まえて判断しなければならないことから、重点プロジェクト(計画期間内に重点的に推進する施策)には位置づけておりません。

テーマ10	第2次石狩市男女共同参画計画の策定		
担当課	協働推進・市民の声を聴く課	期間	平成23年1月24日～平成23年2月24日
意見の内容	検討結果	左記の理由	
1 「自立した男女がしなやかに支え合う豊かな社会」を「男女が対等な立場でしなやかに支え合う豊かな社会」と言う表現に変える。自立したくてもできない社会状況の下にある人も少なくなく、男女平等は子どもや障がい者なども含まれる。そもそも「自立した」というときの自立は何をもってそう判断するのか。「自立」の定義は何か。	不採用	ここで意味する「自立」は本計画(5p)にも記載したとおり「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、どんな境遇にあっても精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において自己決定できる」ことを意味しています。「自立社会の形成」という基本理念を第1次計画から引き継ぐなど、本計画にとって「自立」は重要な考えであるため、原案のままとします。	
2 「役割分担意識を捨て」を「役割分担意識を解消し」に変える。21p以降は「固定的役割分担意識を解消し」と言う表現になっており、また捨てるのではなく解消していくことが重要。	採用	ご指摘のとおりであり、また計画内における表現を統一するため、ご意見のとおり「解消し」に修正します。	

意見の内容	検討結果	左記の理由
3 「それぞれの生き方を偏見なく受け入れ、個々人が持つ特性や『らしさ』を活かし」を「それぞれの生き方を尊重し、個々人が持つ特性を活かし」とする。尊重の方が大切と考え表現を変える。また「らしさ」は「男らしさ・女らしさ」につながり、固定的性別役割分担意識と強く結びついていることから、あえて使わないことを提案します。	採用	ご提案いただいた言葉の選択、用法がより適切であると判断し、ご意見のとおり、「それぞれの生き方を尊重し、個々人が持つ特性を活かし」に修正します。
4 『女性に対するあらゆる暴力の根絶』の項目で、「中学生、高校生、大学生に対する」とし下線部を追加する。	不採用	若年層への啓発は、その遭遇の可能性からデートDV防止が中心になると想定していますが、デートDVは、男女交際が前提となる上、身体的・精神的・性的な暴力の予防啓発が主になると考えられます。このことを踏まえると中学生については慎重な対応が必要であり、「重点的に取り組む」対象は高校生・大学生を中心にするのが適当と考えますので、原案のままとします。
5 DV相談は年々増加しており、あらゆる暴力の根絶のためには被害者に留まらず加害者に対する更正も重要なので、「DV加害者更正プログラムについても取り組みをすすめます」を追加。	不採用	平成18年に国の「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会」から、加害者プログラムには実施の方法次第で、ある程度の効果が得られる可能性が認められる一方、様々な問題の発生が懸念され、適切な実施が行われるためには、何らかの法的な位置付けを行い、その枠組みの中で実施することが必要と思われること、また有識者からの意見聴取において、実施の意義が述べられる一方、被害者支援団体等から推進に慎重な意見も出されたる旨の報告がされていることから、加害者更生プログラムについては、国の動向等に留意していきますが、取り組むことは時期尚早と考えます。
6 (現状認識について) 才能ある人は相当に評価されるなど女性の社会進出は随分と進んでおり、習慣や社会通念によって妨げられているとは思えない。	不採用	内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査(H21.9)」でも、「女性の能力は十分活用されているとはいえない」「女性の参画拡大が他国より遅れている原因は、両立支援制度がない、あっても足りない、あっても活用する雰囲気でない」などと総括されており、こうした見方が一般的と考えております。
7 「そのため、社会のあらゆる分野に気運を醸成していくとともに、家庭や学校教育、生涯教育などを通じて、生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の尊重と男女平等の意識を身につけることが重要です。」この3行にとっても重要なことが表現されているので是非、太字にするなど強調した表記を提案します。	不採用	ご指摘のとおり社会気運の醸成及び意識づくりは男女共同参画の推進において重要であり、基本目標の1つとして位置付けているところですが、本計画はこれを含む5つの基本目標を掲げて取り組むものであるため、1つの目標の一部のみを強調することはせず、原案のままとします。

意見の内容	検討結果	左記の理由
8 『女性職員の参画拡大』の内容には目標値を明記し、しっかり取り組んでいく姿勢を示すことを提案します。	記載済み	『女性職員の参画拡大』については成果指標として、「市役所の管理・監督職に占める女性の割合：18%」として掲げています。
9 『女性の登用についての団体等への働きかけ』の内容には目標値を明記し、しっかり取り組んでいく姿勢を示すことを提案します。	不採用	『女性の登用についての団体等への働きかけ』の項目で取り組む内容は「団体等の理解を得る」ことを目的としており、目標値の設定は適切ではないと考えます。
10 『女性の参画状況の実態把握』の項目で「入札の申請時等に女性の登用状況の欄を設けるなど行い、女性の登用状況の把握と共に推進を働きかける。」とし、下線部を追加。状況把握に留まらず、入札の申請時にも上記によって推進を図ることが重要と考え提案します。	不採用	ご指摘の内容は、特に本市に多い中小企業の場合、各企業の具体的な人事配置に大きく関わってくる可能性があることなどから、現段階において本計画に盛り込むことは適切ではないと考えます。
11 (ワークライフバランスに関連して) 男性の育児休暇取得に対する奨励金は男性への育児の押し付け。育児休暇をとる女性にも支給しなければ不平等である。	その他	ワークライフバランス推進に関し、原案の中では奨励金についての記載はありません。
12 『介護者への支援』の項目で「介護技術の向上や、男性介護者等介護家族相互の情報交換等」として下線部を追加。介護家族の現場では男性介護者の孤立等の問題があることから、きちんと明記して取り組んでいくことが重要と考えます。	不採用	介護家族が負担を抱えて孤立しないような環境づくりが求められており、男性介護者の孤立等も含む様々な問題について、関係機関と連携して取り組んでいくことから、特に「男性介護者」と明記しないこととします。
13 女性に対する暴力だけではなく、男性に対する暴力も根絶すべきです。ことさら「女性への人権、暴力・犯罪被害」だけをとりあげる様な男性蔑視の内容にはならない事。女性への暴力の根絶を目指すのであれば、男性差別も無視しないでいただきたい。この場合は、「あらゆる暴力の根絶」のみで頭の文字は削除。	不採用	施策3・施策の方向2では『配偶者からの暴力被害防止等に関する取り組み』として性別を問わず対象としていますが、配偶者からの暴力被害の状況など、あらゆる暴力の被害者が多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容とします。
14 「有害図書等」というのは、どのジャンルまで及ぶのでしょうか。指定される範囲が広範だと、インドアの文化を私達は享受出来ない事に繋がりがねません。	その他	「有害図書等」については、内容において分野を規定するものではなく、その媒体に関して北海道青少年健全育成条例に準じ次のように考えます。 「図書類書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの」

意見の内容	検討結果	左記の理由
15 地域の環境浄化の話でしたら有害図書では無くポスター、看板の話になるのでは？	その他	北海道青少年健全育成条例では、有害広告物の表示等についても禁止しており、本計画においても監視の対象です。
16 「有害図書等」に指定される「性・暴力表現」とは、どの程度のものを言うのでしょうか。1シーンにのみ使われている場合や、多少過激でも全体的に見て良い作品でも対象としては、メディアの提供者は何も表現できず、受け手である我々は何も視聴出来ない事に為りかねません。	その他	<p>「有害図書等」については、北海道青少年育成条例に準じ、次のように考えます。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)がその総ページの3分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 録画テープ又は録画盤であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は録画テープ若しくは録画盤の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの</p>
17 「青少年」は、何歳までを指すのでしょうか。自制心が備わる中高生にまで、性・暴力表現を視聴させないというのは、あまりに干渉し過ぎではないでしょうか。	その他	「青少年」も同様に条例に準じ、「学齢の始期から18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」と考え、先にあげたような健全な育成を害するおそれがあるものについては、対策が必要と考えます。
18 「有害図書が青少年に販売されないよう、監視・環境浄化に取り組む」とあるが、性・暴力表現を扱った図書類、特に漫画は出版社によって販売の年齢制限がされ、また書店も未成年への販売を制限し一般図書と売り場を区分する等の自主規制が行われている。一部の悪意ある商売優先で故意に未成年に販売しているケースなどについては客として店側に苦情を出すのが筋だと思います。公権力側が「環境浄化」の名の下に規制を行うべきではなく、この部分は削除すべき。	その他	北海道青少年健全育成条例において、売り場の区分等はその実施を定められており、また閲覧、販売等も含め、事業主が条例に則り適切に有害図書等を取り扱っているか、行政は監視・指導する必要があります。

意見の内容	検討結果	左記の理由
19 実在女性の人権侵害の場合は完全に別の法で対応できますし、日本では「女性」という集団的人権は認められていません。また、架空の人物などの場合は人権は認められません。何がどう人権侵害につながるか理解できません。	その他	女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、また女性に対する人権侵害になるものもあり、様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業の多様化に伴い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する取り組みは必要と考えます。
20 有害図書などで性・暴力表現が扱われていて、それを人権が侵害されていると思うかどうかは、個人の価値観によって異なってくるので販売を規制するべきではありません。また、性・暴力表現を扱った図書等を見て、それらに悪影響を受けるといふ科学的なデータ・根拠はありません。経済にも悪影響を与えますし、臭いものに蓋をしても根本的な解決にはならないと思います。		
21 『各状況における実態の把握と課題に対する取り組み』の内容中に「障がい者の女性のための相談窓口の設置」を追加。障がい当事者の方から、女性であることで差別があり、障がい者であることでも差別され、二重に差別を受ける状況がまだまだ社会にはあると聞いています。是非、障がい女性のための相談窓口の設置を提案いたします。	不採用	施策の方向3『相談体制の充実』において、障がい支援課と連携しながら、相談機能や相談窓口の周知など、障がいをもつ女性が安心して暮らせる環境整備に努めて参ります。
22 リプロダクティブ・ヘルス/ライツは胎児の生命軽視や性道徳の乱れにつながる恐れが大きいので取り入れるべきでない。	その他	リプロダクティブヘルス/ライツは、性や生殖に関する正確な知識を得ることが前提であり、性道徳の乱れと関連付けることには疑問があります。また、望まない妊娠の低減を通して、胎児の生命をいとおしむ気持ちの醸成につながります。
23 学校教育においては性差にとらわれないことでなく、性差を尊重した役割分担の重要性を教え、男らしさ、女らしさが身に付くような指導をすることを計画に明記すべき。	不採用	社会生活を送る上で役割分担は重要ですが、それはひとりひとりの個性に応じたものであるべきであり、性差により一律に分けることは適当でないと考えます。
24 『計画の推進体制』について、この計画をもって確実に男女平等参画を推進するためにはその根拠法となるものがが必要です。根拠法となる男女平等条例の制定を求めます。	参考	当該条例の整備については、広範な市民議論の中で、市民の理解や関心の高まりを見定める必要があり、その議論を重ねた上で、是非を判断すべきと考えます。

テーマ11 私人の行う道路工事承認基準の一部改正			
担当課	建設水道部管理課	期 間	平成23年2月15日～平成23年3月15日
意見の内容		検討結果	左記の理由
1	<p>原案の概要において、「店舗の駐車場は大型車に対応するために出入り口を大きくしなければなりません」と記載されていますが、「店舗」にも様々な様態があり必ずしも「大型車」の出入りが必要とは限りませんし、本来の縁石の目的(むやみに車両が歩道に進入できない、歩車道境界の明示等)や「道路交通法(歩道や路側帯を横切るときはその手前で一時停止)」の趣旨から考えても、「車両の出入りに影響が生じることによって、歩道通行者の安全に支障をきたす」ことはありませんし、「速やかな歩道横断が可能」になることで歩道通行者の安全が確保されるものではありません。むしろ、車の出入りに影響があるからこそ減速し、一時停止して駐車場等に進入することになり、歩道通行者の安全が確保されるのです。大型車が出入りするのであれば、車両の通行軌跡図等を作成し必要な幅を申請者が道路管理者に対し説明すれば良いことで、承認基準自体を変更する必要はありませんし、真に大型車が出入りするのであれば8m以上必要な箇所もあるので、交通安全上の問題がない場合で特に道路管理者が必要と認めた場合はこの限りではない」とした基準として、例外を限定列挙した運用方針を設ければ良いと考えます。</p> <p>コンビニエンス・ストア等では歩道に面して駐車場を設け、駐車台数を確保するために店舗の間口幅分を低下縁石にしている箇所を見かけることがありますが、このような場合、買い物客の車両により歩道が駐車場として利用されたり、商品の搬入トラックで歩道が塞がれ、歩行者が車道に迂回して通行している等、低下縁石等を広げることでのデメリットの方が多く発生しています。</p>	一部採用	<p>ご意見ありがとうございます。今回、改正の趣旨としていることは、近年、小規模店舗(コンビニエンスストアなど)の駐車場は、車社会の影響により大型化する傾向が見受けられ、これらは車両による来客者(大型車も含む)を見越し整備されますが、多様な形態のなか現行基準(一施設2箇所まで、店舗は6m<sup>以下</sup>まで)では、駐車場において混乱を招くこともあり、これらは歩道通行者に影響を与え、交通安全上好ましくないと考えます。これらを踏まえ、交通安全上において弾力的な審査が行えるよう原案どおりとし、基準を超えるなどの問合せに対応するため、ご提案のあった「例外規定」を採用させていただきます。</p> <p>これらの改定によって、安全を考慮した適切な技術審査及び指導が行えるものと考えております。</p>
2	<p>店舗の建築工事が完成する寸前で道路管理者に乗り入れ口の工事申請が届く状況で有る限りこの様な問題が発生するものと考えます。建築確認申請においては、隣接する道路の幅員等を確認するのですから、その際に接している道路の道路管理者から車両乗り入れ口工事の承認が出ているかの確認を行った上で、歩道を車両道路や駐車場として使用しなくても店舗として運営できることを建築許可の要件にすれば良いと考えます。(駐車ますが直接歩道に接しない等)安易に現状を追認する形での承認基準の緩和を行うことは本末転倒であり、歩道通行者の安全を害するものでしかありません。</p>	その他	<p>ご指摘ご提案のあった内容は今後における道路行政の参考とさせていただきます。ありがとうございました。</p>

テーマ12 石狩市健康づくり計画の策定			
担当課	保健推進課	期 間	平成23年3月1日～平成23年3月31日
意見の内容		検討結果	左記の理由
1	計画の目的に「計画の目的は市民一人一人の豊かな人生の実現を目指す」とある。石狩で生活する市民が石狩に住んでいて良かったと実感できる健康づくりの実現できる事を願う。	不採用	ここで意味する「自立」は本計画(5p)にも記載したとおり「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、どんな境遇にあっても精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において自己決定できる」ことを意味しています。「自立社会の形成」という基本理念を第1次計画から引き継ぐなど、本計画にとって「自立」は重要な考えであるため、原案のままとします。
2	施策の体系においては、子供・成人・高齢者と区分しての健康づくりの対策・支援が具体的に記述されているが、対象者全てを網羅する対策・支援を構築する事が有効な施策をもたらす事となる。	その他	本計画では、保健・医療・福祉・介護・スポーツ等の連携のもと、乳幼児期、学童、思春期から成年期、高齢期まで、各ライフステージの特徴に応じた健康づくりを推進し、安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めて参ります。
3	グラフは原版ではカラーであったのだろうか、コピーの素案では白黒のため解りづらくなっているの今後では工夫が必要だと思ふ。	採用	フッ化物洗口については、平成22年度スタートした「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」において、その推進が掲げられ、具体的には重点市町村を指定した上で、その地域ごとにモデル校等を指定して、研修の実施や教材等の作成など、導入促進のための支援が行われることとなっております。従前より賛否両論ある中で、市としても直ちに実施するという性急な考えは現在のところ持ち得ておりませんが、少なくとも、学校、幼稚園、保育所の関係者、更には保護者の皆さんへの十分な説明と理解を得た中で、慎重に取りすすめていかなければならないものと考えております。
4	『北海道歯・口腔の健康づくり8020 推進条例』の交付・施行を受け、「北海道歯科保健医療推進計画」に基づくフッ化洗口の普及推進について、安全性に充分考慮した歯科保健対策の検討を進めます。としてフッ化物洗口取組みの検討(新規)をあげています。北海道の条例制定時にも異議を唱えた団体が多くありましたが、条例は制定されてしまいました。健康づくり計画策定に向けてもフッ化物洗口は盛り込まないよう要望書を提出していますが、計画素案に盛り込まれたことはとても残念です。	その他	フッ化物洗口については、平成22年度スタートした「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」において、その推進が掲げられ、具体的には重点市町村を指定した上で、その地域ごとにモデル校等を指定して、研修の実施や教材等の作成など、導入促進のための支援が行われることとなっております。従前より賛否両論ある中で、市としても直ちに実施するという性急な考えは現在のところ持ち得ておりませんが、少なくとも、学校、幼稚園、保育所の関係者、更には保護者の皆さんへの十分な説明と理解を得た中で、慎重に取りすすめていかなければならないものと考えております。

意見の内容	検討結果	左記の理由
5 30ページ2行目公布・施行を受け、フッ化物洗口の実施の有無について検討するに修正。	不採用	フッ化物洗口については、平成22年度スタートした「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」において、その推進が掲げられ、具体的には重点市町村を指定した上で、その地域ごとにモデル校等を指定して、研修の実施や教材等の作成など、導入促進のための支援が行われることとなっております。従前より賛否両論ある中で、市としても直ちに実施するという性急な考えは現在のところ持ち得ておりませんが、少なくとも、学校、幼稚園、保育所の関係者、更には保護者の皆さんへの十分な説明と理解を得た中で、慎重に取りすすめていかなければならないものと考えております。
6 フッ化物洗口取組みの検討(新規)を全て削除する。	一部採用	フッ化物洗口取組みの検討(新規)については、慎重に取りすすめる必要があることから、具体的な取組である「・市内保育園におけるモデル事業の実施検討」を「・市内保育園等におけるモデル事業実施の可能性について検討」に文言を変更いたします。
7 歯の健康については、ブラッシングを推進することを具体的に盛り込む。	記載済	ブラッシングについては、むし歯予防に不可欠なことでありますので、従前より、歯科検診等の際に正しいブラッシング方法の普及に力を注いでおり、今後も、取りすすめて参ります。
8 フッ化物洗口は子どもへの健康被害、環境汚染にもつながります。口の中を漱いだ洗口液をどの様に処理するのか、洗口液の容器は何を使うのか？ 使った容器はどの様に処理するのか、問題は山積しています。	その他	フッ化物洗口で吐き出した洗口液はバケツに捨てるか、手洗い場へ持って行き捨てますが、排水口へ流しても、他で使用した大量の水で希釈されるため、排出される下水中のフッ化物濃度が著しく高くなることは考えられず、洗口液を捨てることで環境汚染になると考えられておりません。また、容器はポリコップまたは紙コップを使用し、ポリコップは洗淨・薬液消毒した後、水切りカゴに入れて乾燥させる、紙コップはゴミ袋で回収し捨てるという手順になります。
9 こどもの食育の推進を施策として子供と限定せず、「食育」を全市的に普及させて、成人には生活習慣病予防、高齢者には偏食による栄養不足及び孤立防止に有効となるう。	記載済	食は命の源であり喜びや楽しみを提供してくれ、健康を支えるための重要な栄養源でありますことから、子どもだけではなく、全ての年代において食育の推進は必要であります。そのため、第3章 生涯を通じた健康づくりの推進 4 市民の健康を支える環境づくりの推進 <2>食育の普及・啓発活動の推進において、全市民を対象に取り組む事としております。

	意見の内容	検討結果	左記の理由
10	健康診査等の義務化。石狩市の健康診断は現況受診率10%、それを5倍・6倍へと向上させるためには、啓発と情報発信だけでは目標達成は困難だと思われる。旧厚田村では「保健推進員の制度」があり村民の健康診断に大いに活躍をしていた。石狩市での受診率向上の手段として参考にされたい。	参考	旧厚田村において行われていた保健推進員制度が、一定の健診受診率確保に寄与していた事は承知しておりますが、現在はこの制度も解消されており、新たに市全体として制度化することは、難しいものと考えております。今後も、受診率の向上を図るため、啓発や情報提供のみならず、検診場所の拡大や料金の見直し等、受診しやすい環境づくりにも取り組んで参ります。
11	健康診断などによる予防医療は、病気の早期発見と早期治療につながり医療費の軽減と患者の負担が少なくなることは良く知られている。さらに、市民の健康を保つ事が市民の生活・仕事を向上させる原点になる。	その他	本計画では、発病を予防する「一次予防」を中心とした取り組みを強化推進することとしておりますが、ご指摘のとおり、健診などの「二次予防」も大切なものであり、これらの予防対策を着実に進めることによって、市民一人ひとりの豊かな人生が実現されるものと考えております。
12	健康診断受診率の向上が国保会計の赤字を解消して、保険料の軽減につながる。	その他	健診による疾病の早期発見・早期治療は、結果として医療費抑制につながる側面もあり、受診率向上のための施策を推進することは、国保財政の健全化を図る上で、大切な取り組みの一つであると考えております。
13	分煙施設の設置で受動喫煙が完全に防止できるのか不明であり、公費を使い公共施設で喫煙できる環境を設置することよりも、市民の健康を守る当計画においては公共施設では積極的な禁煙を推進する必要があるのではないだろうか。	参考	受動喫煙防止対策につきましては、厚生労働省の通知の中で「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。」と言う見解も示されており、本市が所管する公共施設においてもその考えのもとに、取り組んで参ります。また、その他の公共施設においても、現状把握や関係者との合意形成を図りながら、対策に取り組んで参ります。
14	65 歳以上を対象に介護予防の必要者を洗い出すために基本チェックリストを送付する介護予防事業を開始するとあるが、郵送では十分な回収率を確保できない。健康診断の義務化で述べた保健推進員は直接調査が実施できて介護予防事業の効果を向上できるとと思われる。	参考	旧厚田村において行われていた保健推進員制度が、一定の健診受診率確保に寄与していた事は承知しておりますが、現在はこの制度も廃止されており、新たに市全体として制度化することは、難しいものと考えております。また、基本チェックリストの回収に当たりましては、郵送以外での回収方法も含め今後検討して参ります。
15	スポーツが健康づくりに重要な役割をする事は理解できるが、多くのスポーツ・競技がある中で太極拳を採用した理由、高齢者の筋肉強化に効果があるなどのデータを示す事が市民の運動として定着・普及する要因となると思われる。	一部採用	ご指摘のデータについては、具体的にお示しすることはできませんが、採用した理由についてより分かりやすい表現として、「高齢者の筋力強化や転倒防止に効果的な太極拳」を「転倒回避と骨折予防に非常に重要なバランス機能の向上、そして下肢筋力を中心とした全身の筋力アップに効果がある太極拳」に文言を変更いたします。

	意見の内容	検討結果	左記の理由
16	<p>待ちうけの相談所ではなく積極的な地域活動を行い、地域住民の健康への啓発・調査・案内・見守りを行う地域の拠点となるようにする。「まちかど介護相談所」から「まちかど健康相談所」と発想を拡大する必要があるのではないだろうか。包括支援センターを中心として、地域での健康と福祉の推進に「まちかど健康相談所」を各地域の会館内に設置して、ケアマネージャー・相談委員・保健師・栄養士・社会福祉士・地域福祉サポーター・民生委員・児童委員が連携をして、社会福祉協議会と協働して域住民の健康を守る必要があるだろう。</p>	不採用	<p>「まちかど介護相談所」は、介護保険サービスを提供している事業所が実施主体となり、市の協働推進事業として実施するもので、事業所が持っているノウハウや情報を地域の方へ還元し、高齢になっても安心して生活できるように、高齢者や家族の方が身近に介護等の相談をする場として設置する予定です。ご提言の健康相談(所)の拡大・設置につきましては、拠点整備や人材育成など取り組むべき課題が多くありますが、市民の健康と福祉の推進の観点から、今後、設置等が可能かどうかも含め調査・研究して参ります。</p>
17	<p>誰でも簡単に出来る運動(体操・ストレッチ)に太極拳を追加する必要がある。</p>	記載済	<p>町内会が自主的に実施する健康づくり事業に対し、市が支援を行う協働事業となっております。ご提言については、他の支援要請も考えられることから(体操・ストレッチ等)と記載させていただいております。</p>
18	<p>「食育におけるネットワークづくりの推進」にあるが、さらに「医食同源」「地産地消」「旬産旬消」の考えを取り込んだ、「石狩の食育」を石狩市・栄養教諭・学校栄養職員・栄養士・農協・漁協・市民活動団体の協働で推進することが必要である。</p>	記載済	<p>食育には、さまざまな視点・活動があり、ご提言のありました「医食同源」「地産地消」「旬産旬消」につきましても、既にこの中に含まれていると考えておりますが、今後の食育の推進に当たっては、行政、家庭、学校、地域、事業者などの組織と緊密な連携を図りながら取りすすめて参ります。</p>

## 資料5 市民参加手続を行わなかった案件

平成22年度における市民参加手続を要する行政活動について、市民の声を活かす条例第5条第2項の規定により、やむを得ない理由により市民参加手続を行わなかった案件は下記の2件です。

### 1. 石狩市立くるみ保育園の廃止について

#### ・市民参加手続を行わなかった理由

当該保育園（八幡1丁目433-14）は老朽化が著しいことから、市では国の時限的な補助制度を活用し、市立保育園を廃止して民設民営の保育園とするが、事業者が現れない場合は引き続き市立保育園を存続するとの構想のもと、平成21年12月14日から平成22年1月8日まで事業者を公募し、3月3日に決定して3月18日に北海道との施設整備計画協議を経て、補助申請を行いました。

市民の声を活かす条例では公の施設を廃止する場合は市民参加手続を義務付けていますが、今回のケースでは、保育園を廃止にするという方針が確定したのは3月3日の事業者決定の日であり、施設整備計画協議までは15日しかなく、市民参加手続を行う時間的余裕がなかったため、やむを得ない理由があるものと判断して市民参加手続を行わなかったものです。

#### ・市が決定した内容

石狩市立くるみ保育園を廃止する。

#### ・上記の判断をした理由

当該保育園は施設の老朽化が著しいことなどから園舎建て替えに伴い民設民営となり、平成23年4月1日から法人立保育園として運営するため。

#### ・担当課

保健福祉部こども室こども家庭課

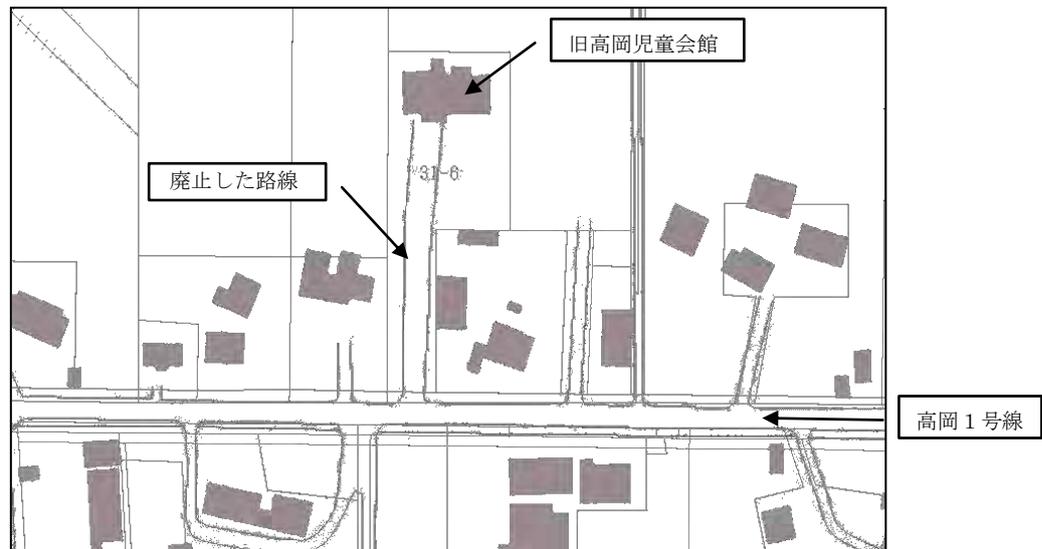
## 2. 市道路線（高岡児童会館線）の廃止について

### ・市民参加手続を行なわなかった理由

当該市道は、もっぱら高岡保育園への進入通路として利用されており、近隣からの聞き取りでも平成21年3月の保育園閉園後は通行者がおらず、保育園廃止の時点で道路としての役割を終えた状態でした。今回、こうした実態に法律上の位置づけを合致させるため、市道の認定を廃止したものです。

市民の声を活かす条例では、市道は一般に不特定多数が通行するものなので、その廃止については事前に市民参加手続を義務付けていますが、一方で、市民参加手続を行う場合は対象となる行政活動の性質・影響・市民の関心等に応じて適切な内容とすることを原則としています。今回のケースでは、廃止対象路線は既に使われなくなっているため、手続を行う実益がないだけでなく、手続を行ったとしてもそれは形式的なものになり、適切な内容とはならないと判断したため、近隣住民に十分に説明し、理解を得た上で市民参加手続を行わないこととしたものです。

### 【位置図】



### ・市が決定した内容

市道路線（路線番号139 高岡児童会館線）を廃止する。

### ・上記の判断をした理由

当該路線は、市道認定していたが、その利用実態はもっぱら高岡保育園の進入通路として保育園利用者が通行しており、高岡保育園閉園後は通行する者もなく、市道としての役割を終えていると判断したため。

### ・担当課

建設水道部管理課

## 資料 6 前回の審議会での議論のまとめ

### ○市民参加制度調査審議会のあり方について

#### 《審議会の存廃について》

- ・ 市民参加制度のお目付け役として今後も当審議会は必要
- ・ この審議会があったからこそ制度の改善がなされてきたので、今後も必要
- ・ この審議会によって、市民参加制度に市民の声が反映されていくので必要

#### 《委員数について》

- ・ 委員の構成や委員数については見直す必要がある
- ・ 推薦団体枠は、同じ団体に依頼し続けるのではなく、他の団体にも委嘱すべき
- ・ 公募委員は、多い方がよい

※ 委員数を変更する場合は、条例の改正が必要になります。

#### ※市民参加手続条例抜粋

(委員)

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

## 資料7 第5次市民参加制度調査審議会の答申の方向性について

### I スケジュール

時 期	内 容
9 月	【第2回審議会】 ・第5次審議会からの答申案の検討 ・答申
10 月	【第3回審議会】 ・条例の改正に関する諮問 ・答申
12 月	平成23年第4回定例会に条例の改正案提出
1 月	改正条例施行

### II 答申のポイント

#### 1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について

- 平成21年度については、市民参加手続の実施や市民への公表について漏れはなく、おおむね適正に実施されている。(平成22年度の評価については今審議会で検討)

#### 2. 市民参加手続に関する改善方策について

##### ○市民参加制度調査審議会の運営方式の見直し

##### ➤ 委員数の減員について

→これまでは、より広い市民の意見を取り入れるため15名で組織してきたが、少人数で議論の精度をあげた方がよいと思われる。ただし、減員する場合においても一般公募委員は一定程度確保する必要がある。

※委員の上限数や公募委員の人数を変更する場合は、条例の改正が必要となるため、再諮問及び答申が必要となります。(スケジュールを参照)